

## 令和7年度 茨城空港団体利用送迎バス支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、茨城空港発着の航空便(チャーター便を含む。以下同じ。)を利用して旅行する団体客を、借上バス等を利用して茨城空港まで送客する旅行会社(以下「事業者」という。)に対して、予算の範囲内においてバスの借上げに係る経費の一部を助成することにより、茨城空港のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

### (助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、茨城空港発着の航空便を利用する団体客を、借上バス等を利用して茨城空港まで送客する事業者とする。

ただし、航空会社都合の事由による欠航時の対応として、他空港発着の航空便を利用する場合、これを送客する事業者を含むものとする。

### (助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

(1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに茨城空港を発着する旅行であること。

(2) 15名以上の団体が、茨城空港の航空便を往復で利用すること。

ただし、往路又は復路について茨城空港以外の空港を利用する場合は、次条に定める金額の半額を助成金の交付額とする。

(3) 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと。

(4) 次の助成金の交付を受けていないこと。

ア 茨城空港利用旅行商品造成支援事業助成金交付要綱による助成金

イ 茨城空港修学旅行等利用促進事業助成金交付要綱による助成金

ウ 茨城空港閑散期等旅行商品造成支援事業助成金交付要綱による助成金

エ 茨城空港利用閑散期ゴルフトー送客支援事業助成金交付要綱による助成金

オ 茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱による助成金

カ 茨城・栃木旅行商品造成支援事業助成金

2 前条但書の規定による場合は、前項第一号及び第二号に掲げる要件の茨城空港を利用したものみなす。

### (助成金の交付対象経費及び交付額)

第4条 助成金の交付対象となる経費及び交付額は、別表のとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を、送客完了後 14 日以内に茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。ただし、令和8年3月出発分については、令和8年3月 31 日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び支払)

第6条 会長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を速やかに審査し、適當と認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により交付決定したときは、その日から起算して 15 日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

助成対象経費	助 成 額
バスの賃借料及び運行費用	15名以上が乗車する借上バス1台につき 30,000円 (ただし、バス1台あたりの助成対象経費の合計が 30,000円を超えない場合は、その合計額を助成額とする。)